

## 職員の処分について

令和2年9月9日、第6回芦別市議会（定例会）において、市・道民税の課税誤りほか2件の不適切な事務処理について行政報告を行い、議会最終日の9月18日に、行政の最高責任者である市長の責任と事務執行上の最高責任者である副市長の責任を明らかにするため、芦別市特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例を提案、議会の議決を頂き、令和2年10月分の給料を減額する処分を行いました。

3件の不適切な事務処理は、いずれも業務上のチェック体制が不十分であったことによるものであり、今後一層、確認体制の徹底を図り事務処理体制に万全を期すとともに、市民皆さまの信頼回復のため最大限努力するよう、市長は下記のとおり服務上の処分を行いましたので、芦別市懲戒処分公表規程に基づき公表します。

### 記

#### 1 被処分職員、処分の種類及び内容、事案の概要

##### 【処分1】

被処分職員	処分の種類・内容	事案の概要
総務部 主任（53歳）男性	訓告処分・文書による 厳重注意	当該担当者は、後期高齢者医療保険料還付金の振り込みに関し、一度行った振込作業後に、決裁を了することなく、もう一度同じ作業を行い、二重に振り込まれる事態となったもの。
【管理・監督者】 部長 課長 係長		

##### 【処分2】

被処分職員	処分の種類・内容	事案の概要
総務部 【管理・監督者】 部長 元課長 課長 係長	訓告処分・口頭による 注意	令和2年度市・道民税における賦課誤りに関し、市道民税等申告支援システムの受託業者が国民健康保険税等納付額データの抽出を誤り、控除対象期間外の保険料が含まれていたことで社会保険料控除額が本来控除すべき額よりも多く所得から控除された課税標準額で市道民税の税額が算出されたため誤賦課となったもの。

【処分3】

被処分職員	処分の種類・内容	事案の概要
総務部 主事（28歳）男性 ----- <b>【管理・監督者】</b> 部長 課長 元係長 係長	訓告処分・口頭による注意	当該担当者は、健全化判断比率のうち将来負担比率の算定基礎となる退職手当支給予定額の算出根拠である職員数や職員勤続年数を誤り、退職手当支給予定額を算出して報告していた結果、平成28年度から平成30年度の将来負担比率の過年度修正が必要となったもの。

2 処分日

令和2年10月21日